

令和7年度「絵本の配達便」事業実施要領

（趣旨）

第1条 絵本を通じて、様々な言葉や表現を身に付けたり、遊びの世界を豊かに広げたりする教育・保育を実践するため、園・所等における読み聞かせや絵本などを手に取りやすい環境づくりといった取組が充実するよう、園・所等に対し図書を貸し出す。

（貸出対象施設）

第2条 貸出対象施設は、県内の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、認可外保育施設（以下「園・所等」という。）とする。

（貸出図書）

第3条 原則として次のセットのいずれかを貸し出す。

- ア 乳児向けセット（25冊）
- イ 幼児向けセット（25冊）
- ウ 乳幼児向けセット（乳児向け25冊＋幼児向け25冊＝50冊）

（貸出手続き）

- 第4条 図書を借り受けようとする園・所等は、広島県教育委員会乳幼児教育支援センター（以下「乳幼児教育支援センター」という。）に申し込む。
- 2 乳幼児教育支援センターは、広島県立図書館（以下「県立図書館」という。）に園・所等から申請された情報を提供する。
 - 3 県立図書館は、乳幼児教育支援センターから提供を受けた情報に従い、園・所等に図書セットを送付する。
 - 4 原則、一度の申請で継続して3回、図書を貸し出す。ただし、貸出申込の状況等によってはこの限りでない。

（貸出期間等）

- 第5条 図書の貸出期間は、原則、県立図書館が配送した日から起算して60日以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、配送した日から起算して60日後が、配送した日の属する年度の翌年度となる場合は、当該年度の3月31日までに返却するものとする。

（返却手続き）

- 第6条 図書借受園・所等は、県立図書館が指定する日までに借り受けた図書を県立図書館へ返却する。
- 2 図書の返却は、セット単位で行う。

（貸出料等の負担）

第7条 図書の貸出料は無料とする。また、図書の貸出・返却に係る送料は県立図書館が負担する。

（図書の紛失等）

第8条 図書の紛失等は、速やかに県立図書館に報告するものとする。

（使用状況の調査）

第9条 広島県教育委員会が、図書の活用状況等について調査をする場合は、図書借受園・所等は調査に協力するよう努める。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。